

届出伝染病等病原体の所持等における必要な手続等

対象病原体

施行規則第56条の27参照。

	病原体の名称
1	モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BA-Y S株及びRBOK株に限る。） （別名牛疫ウイルス）
2	ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis アラゴアスウイルス （別名水胞性口炎ウイルス）
3	ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis インディアナウイルス （別名水胞性口炎ウイルス）
4	ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis ニュージャージーウイルス （別名水胞性口炎ウイルス）
5	パスツレラ・マルトシダ（莢膜抗原型がB又はEであるものあつて、菌体抗原型がHeddlestonの型別で2又は2・5であるものに限る。） （別名出血性敗血症菌）
6	ブルセラ・オビス （別名ブルセラ病菌）
7	マイコバクテリウム・ボービス （別名結核病菌）
8	マイコバクテリウム・カプレ （別名結核病菌）
9	レンチウイルス・エクインインフェクシャスアネミアウイルス （別名馬伝染性貧血ウイルス）
10	エンテロウイルス・スワインベシキュラーディジーズウイルス （別名豚水胞病ウイルス）
11	インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる病原体に限る。） （別名低病原性鳥インフルエンザウイルス） イ A/chicken/Mexico/232/94/GPA (H5N2) ロ A-H5N9 TW68 Bio ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1) ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7) ホ A/turkey/Turkey/1/05 (H5N1) (NIBRG-23) へ rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05 [R] 6+2 ト rg A/wooper swan/Mongolia/244/05 [R] 6+2

12	<p>エイブラウイルス・ニューカッスルディジーズウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>（別名ニューカッスル病ウイルス）</p> <p>イ 鶏の初生ひなにおけるICPIが0・七以上であること。</p> <p>ロ 次のいずれにも該当すること。</p> <p>（1）F蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。</p> <p>（2）F蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。</p>
13	<p>サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がローラム又はガリナルムであるものに限る。）</p> <p>（別名家きんサルモネラ感染症菌）</p>
14	<p>マカウイルス・アルセラパインヘルペスウイルス1</p> <p>（別名悪性カタル熱ウイルス）</p>
15	<p>マカウイルス・オバインヘルペスウイルス2</p> <p>（別名悪性カタル熱ウイルス）</p>
16	<p>インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH三N八又はH七N七であるものであつて、馬から分離されたものに限る。）</p> <p>（別名馬インフルエンザウイルス）</p>
17	<p>ベシウイルス・ベシキュラーエグザンテマオブスワインウイルス</p> <p>（別名豚水疱疹ウイルス）</p>

上記病原体に属するものであつて、「家畜の伝染性疾病を発生させるおそれがほとんどないもの」（規制対象外となる病原体）は以下のとおり。

マイコバクテリウム・ボービス（bacille Calmette-Guerin株に限る。）
--

必要な手続

I 所持の届出（家伝法第46条の19）

注1：次の場合、所持の届出は不要です。

- ① 家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関が、業務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合（家伝法第46条の19第1項第1号参照。）
- ② 届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又は滅菌等を委託された者が、その届出伝染病等病原体を運搬又は滅菌等するために所持する場合（家伝法第46条の19第1項第2号参照。）
- ③ 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が、その職務上届出伝染病等病原体を所持する場合（家伝法第46条の19第1項第3号参照。）

注2：所持届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、50万円以下の罰金が、変更の届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金が科せられます。

所持する場合

1. 所持後7日以内に以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。（注：同一の種類の病原体（株違いなど。）を新たに所持した場合の新たな届出の必要はありません。）
2. 提出書類
 - (1) 届出伝染病等病原体所持届出書（様式第46号）（注：複数の対象病原体等を同時に届出する場合には1つの届出書で差し支えありません。）
 - (2) 以下の添付書類の一覧表
 - (3) 法人の登記事項証明書（注：法人に限る。）
 - (4) 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
 - (5) 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入口、管理区域、農林水産大臣が定める標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
 - (6) 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、病原体等を取り扱う主要部分の縮尺を付けた立面図（主要部分が（5）の平面図にすべて記載されている場合は、省略可能です。）
 - (7) その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が家伝法第46条の20で準用する届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類（注：届出伝染病等病原体取扱施設の基準（施行規則第56条の32）に適合していることを証明した書類のことです。なお、当該基準中第3号イの規定については、平成29年3月31日までに間は経過措置として適用されませんが、現況について記載してください。）

所持の届出内容に変更（対象病原体等を所持しなくなった場合を含む。）が生じる場合

1. 変更の日から7日以内に以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。
2. 提出書類
 - (1) 届出伝染病等病原体所持届出変更届出書（様式第47号）
 - (2) 以下の添付書類の一覧表
 - (3) 所持の届出の際に提出した添付書類（法人の登記事項証明書を除く。）のうち、変更に係るもの。（注：届出伝染病等病原体取扱施設の移転時は、不所持の届出及び新規取扱施設に係る届出が必要となります。）

その他の必要な基準等

- A 記帳義務（家伝法第46条の20で準用） 詳細は施行規則第56条の31を参照。
- B 施設の基準（家伝法第46条の20で準用） 詳細は施行規則第56条の32を参照。
- C 保管等の基準（家伝法第46条の20で準用） 詳細は施行規則第56条の25及び33を参照。
- D 災害時の応急措置（家伝法第46条の20で準用） 詳細は施行規則第56条の26を参照。

〔 災害が発生した場合には、速やかに災害時応急措置届出書（様式第45号）を
農林水産省消費・安全局動物衛生課に届け出てください。 〕

注1：家畜の伝染性疾患の検査を行っている機関が、業務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合は、上記のAからCは適用されません。

注2：届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又は滅菌等を委託された者が、その届出伝染病等病原体を運搬又は滅菌等するために所持する場合は、上記のA及びBは適用されません。